

振興協会と退職財団の統合にかかる基本的事項の検討について

Ⅰ 統合の趣旨

(公社) 静岡県私立幼稚園振興協会(以下「振興協会」という。)と(公財) 静岡県私立幼稚園退職基金財団(以下「退職財団」という。)は、いずれも「静岡県内の私立幼稚園教育の充実及び振興を図ること」を定款の目的に掲げ、私立幼稚園等を対象に、振興協会は教職員の研修事業や健全経営推進事業等を、退職財団は教職員の退職資金の交付事業を実施している。

少子化の急速な進行や小学校就学前の子どもの育成に関わる制度変更が激しく行われる中で、引き続き県内私立幼稚園・認定こども園の特色ある質の高い教育・保育の実践を支援していくためには、両団体の事業及び組織運営を一層効果的、効率的に行っていく必要があることから、両団体の統合を進めるものである。

Ⅱ 統合にかかる基本的事項

統合手続きを進めるに当たり、両団体の合意形成を図る基本的事項は以下の項目とする。

項 目	内 容	備 考
1 統合形態	一般社団・財団法人法の規定に基づく「吸収合併」又は「新設合併」	合併契約書記載
2 統合の時期	統合(法人法では「合併」)の時期(合併契約の効力発生日)	〃
3 統合後の団体の概要 (1) 名 称 (2) 目的と事業 (3) 社員、加盟園の資格 (4) 組織 (5) 財務 (6) その他	統合後の団体の名称 目的の表記、事業体系など 社員規定、加盟園の範囲 役員組織(理事会)、事業関連組織(常置委員会等)、事務局 会計(システムを含む。)、財産の管理	〃
4 定款等の改正案	上記3を反映した定款等の改正案骨子	

Ⅲ 基本的事項の検討

1 統合(合併)形態

法人法に規定される合併手続きでは、合併する団体の一方がもう一方を吸収する「吸収合併」と、合併する団体の両方が消滅し、両団体を承継する新たな団体を設立する「新設合併」があり、一般的には、新たな法人設立手続きを要しない「吸収合併」の例が多くなっている。

今回の統合(合併)の場合、両団体の目的や事業内容から、その対象である私立幼稚園等を社員とする振興協会を存続法人とし、退職財団の事業等を吸収する「吸収合併」の形態とする。

検 討 案	合併形態
振興協会を存続法人とし、退職財団の事業等を吸収する吸収合併とする。	① 吸収合併 （法人法第2条第5号） 一般（公益）社団法人又は一般（公益）財団法人が他の一般（公益）社団法人又は一般（公益）財団法人とする合併であって、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併後存続する法人に承継させるものをいう。
	② 新設合併 （同法同条第6号） 二以上の一般（公益）社団法人又は一般（公益）財団法人がする合併であって、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併により設立する法人に承継させるものをいう。

2 統合の時期・スケジュール

統合にかかる基本的事項の合意形成や法律上の手続きを踏まえると、概ね2年程度の期間が見込まれることから、令和8年4月の統合を目標として検討を進めていくこととする。

<主な統合スケジュール案>

年月	内 容	備 考
～R6.12	統合に係る基本的事項の合意形成	両団体合同組織
R7.2	合併契約の決議（合併する団体名、合併時期）	両団体：理事会
R7.3	合併契約の締結	両団体
R7.5	定款・運営規則の改正決議	振興協会：理事会
R7.6	吸収合併契約の承認	振興協会：社員総会 退職財団：評議員会
	定款・運営規則の改正決議	振興協会：社員総会
R8.1～2	R8（合併後）の事業計画・収支予算の承認	振興協会：理事会
R8.2～3	公益認定変更手続き、合併等の届出	振興協会、退職財団
R8.4～	合併効力発生(合併)、(退職財団解散登記)	

3 統合後の団体の概要

(1)団体の名称

現在の振興協会及び退職財団の名称に使用されている「私立幼稚園」は、「認定こども園」を含む扱いとしている（定款条文の規定など）。統合後の団体の名称については、二つの案が考えられる。一つは、私立幼稚園（私立幼稚園から移行した認定こども園）を設置する法人の団体として、これまでと同様に「私立幼稚園振興協会」とする案と、もう一つは私立幼稚園から移行した認定こども園の数が半数近く（45%、R6.4現在）になっている状況等を踏まえ、「私立幼稚園・認定こども園振興協会」とする案である。

ここで、加盟園の名称に着目してみると、施設種別の幼稚園（私学助成園、施設型給付幼稚園）124園はすべて「幼稚園」の名称を使用（〇〇幼稚園）していることに加え、施設種別の認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）は、101園のうち64園と6割以上が「幼稚園」の名称を使用（認定こども園〇〇幼稚園）している。加盟園全体でみると、225園のうち188園(83.6%)が「幼稚園」の名称を使用している状況にある。

これは、認定こども園に移行した園を含め多くの園が、「私立幼稚園」という名称に対する強い思いの表れとも考えられる。そこで、団体の名称については「静岡県私立幼稚園振興協会」とこれまでと同じとし、定款や運営規則、事業計画などにおいては認定こども園の増加を踏まえ、「私立幼稚園・認定こども園」の表記を積極的に使用する方向で検討する。

なお、全日私幼連に加入する全国の私立幼稚園関係団体の状況をみると、47団体中16団体が「私立幼稚園・認定こども園」の名称を使用している（R6.4現在）。

検 討 案	現 行
＜案1＞（公社）静岡県私立幼稚園振興協会	（公社）静岡県私立幼稚園振興協会
＜案2＞（公社）静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会	（公財）静岡県私立幼稚園退職基金財団

＜参考＞

○振興協会の加盟園の施設種別 225園のうち101園(45%)が認定こども園（R6.4）

私学助成園	43園	
施設型給付幼稚園	81園	小計124園（55%）
幼稚園型認定こども園	17園	
幼保連携型認定こども園	84園	小計101園（45%） 合計225園

○加盟園の「幼稚園」名称使用状況 225園のうち188園(83.6%)が「幼稚園」名称使用

私学助成園・施設型給付幼稚園	124園（100%）
幼稚園型認定こども園	16園（94%）
幼保連携型認定こども園	48園（57%）
全体	188園（83.6%）

○他県の団体名 47都道府県のうち16県が団体名に「私立幼稚園・認定こども園」を採用
（2024.7 私幼時報より）

※「～～私立幼稚園・認定こども園協会（連合会）」の県

岩手、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、福井、長野、三重、滋賀
鳥取、徳島、佐賀、長崎

(2)目的と事業

① 目 的

両団体の目的(趣旨)を合体したものが考えられる。「私立幼稚園」「認定こども園」「教育」「保育」などの表記方法について、認定こども園の増加を踏まえつつ、団体名、事業内容、社員・加盟園資格との整合性を図りながら検討する。

退職財団の定款では、退職手当資金給付事業の目的として「私立幼稚園教育の充実及び振興を図る。」を掲げており、振興協会の定款の目的条文(第3条)と合致していることから、振興協会の定款(目的)をベースに、「私立幼稚園」を「私立幼稚園・認定こども園」に、「教育」を「教育・保育」に、「幼児」を「乳幼児」に変更すると下記案1のとおりである。

検 討 案	現 行
(案1) 当法人は、静岡県内における 私立幼稚園・認定こども園の教育・保育 の充実及び振興並びに地域の子育てを支援するための事業を行い、もって 乳幼児 の健全な育成を図ることを目的とする。	<振興協会>定款第3条 当法人は、静岡県内における 私立幼稚園教育の充実及び振興 並びに地域の子育てを支援するための事業を行い、もって 幼児 の健全な育成を図ることを目的とする。
(案2) 現行(振興協会)と同じ。	<退職財団>定款第3条 この法人は、静岡県内に私立幼稚園(認定こども園を含む。以下「私立幼稚園」という。)を設置している法人又は個人(以下「学校法人等」という。)に対し当該私立幼稚園に勤務する教職員の退職手当資金を交付し、あわせて私立幼稚園における優秀な人材の確保を支援するとともに、幼稚園児の学費負担を軽減し、もって 私立幼稚園教育の充実及び振興 を図ることを目的とする。

② 事 業

事業については、定款に規定する事業表記と公益認定手続きにかかる事業の体系表記があり、両者の整合性を図りながら、振興協会の事業に退職財団の事業を追加した案を検討する。

ア 事業体系

公益認定された事業体系は、振興協会が、

「公益1 私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業」

「公益2 地域の子育てを支援する事業」

「その他事業」 であり、

退職財団が、

「公益1 県内の私立幼稚園設置者に対して退職金に必要な資金を給付する事業」である。

退職手当資金給付事業の会計上の独立性を確保する観点から、退職財団の事業を「公益3」として位置づけ、認定こども園の増加を踏まえた案は下記のとおりである。

検 討 案	現 行
<案> 公益1 私立幼稚園・認定こども園の教育・保育の充実及び振興を図る事業 1 教職員研修・研究事業 2 健全経営等推進事業 公益2 地域の子育てを支援する事業 公益3 退職手当の資金を給付する事業 その他1 その他目的を達成するために必要な事業	<振興協会> 公益1 私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業 1 教職員研修・研究事業 2 健全経営等推進事業 公益2 地域の子育てを支援する事業 その他1 その他目的を達成するために必要な事業
	<退職財団> 公益1 県内の私立幼稚園設置者に対して退職金に必要な資金を給付する事業

イ 定款に規定する事業表記

(公益認定の) 事業体系に合わせた定款の事業表記は以下のとおりである。

検 討 案	現 行
<案> 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 教職員の研修及び研究のための事業 (2) 園の健全な経営を推進するための事業 (3) 地域の子育て支援のための事業 (4) 退職手当の資金を給付するための事業 (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	<振興協会>第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 教職員の研修及び研究のための事業 (2) 地域の子育て支援のための事業 (3) 私立幼稚園の健全な経営を推進するための事業 (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
	<退職財団>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、静岡県内において次の事業を行う。 (1) 学校法人等の設置する静岡県内の私立幼稚園(認定こども園を含む。)に勤務する教職員で、事業団の加入者であるものが退職

	した場合に、当該学校法人等が支給すべき退職手当の資金をその学校法人等に給付する事業 (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
--	---

(3)社員と加盟園の範囲

① 社員の資格

ア 現 状

振興協会の定款（5 条 1 項）では、社員は、「静岡県内の**私立幼稚園**（1 号児定員が認められている**認定こども園**を含む。）を**設置する法人**」と規定されている。

・「学校法人」ではなく、「法人」としていること

・認定こども園には設置者制限のない「保育所型認定こども園」が含まれること

から、保育所型認定こども園を設置する**すべての法人(株式会社など)が社員の資格を有する規定となっている。**

そのため、私立幼稚園を設置する学校法人等の集合体として設立された振興協会の趣旨と少し整合していない状況にある。

イ 社員の資格

振興協会は私立幼稚園を設置する学校法人等の集合体として設立され、今日に至っている。学校教育法(2 条)で、**私立学校(幼稚園)は学校法人のみが設置することができる旨規定されている**（同法附則により当分の間、学校法人によって設置されることを要しないとされている。）ことから、**加盟園の 97%(225 園のうち 218 園)が学校法人立である。**

こうしたことを踏まえると、社員の資格として「**学校法人**」を積極的に表記することが考えられる。例えば定款本文で「当法人の社員は、静岡県内に**私立幼稚園又は認定こども園を設置する学校法人**～」と規定し、定款附則等で「**定款〇〇条に規定する社員には、既に社員となっている学校法人以外の法人を含む。**」と規定する方法が考えられる。

退職財団の事業に参加している法人（私学関係団体を除く。）は、私立学校教職員共済法との関係で、原則として学校法人であることとの整合性も図ることができる。

課題としては、学校法人に限定することにより、今後、社員数の増加があまり期待できないことが想定される。

なお、認定こども園における「1 号児定員」の要件付けは、幼稚園機能の確保を意図したものであるが、「認定こども園は、1 号児定員の有無にかかわらず幼稚園機能を有する（内閣府資料（新制度施行当時）」とされていることから、同要件の意義は極めて小さいため、「1 号児定員」の要件は不要とする。

検 討 案	現 行
＜案１＞ 当法人の社員は、静岡県内に私立幼稚園又は認定こども園を設置する学校法人で、当法人の目的に賛同して、入会したものとする。 ＜案２＞ 当法人の社員は、静岡県内に私立幼稚園（認定こども園を含む。）を設置する学校法人で、当法人の目的に賛同して、入会したものとする。 （附則）※（例１）・（例２） 定款〇〇条に規定する社員には、既に社員となっている学校法人以外の法人を含むものとする。	＜振興協会＞第５条第１項 当法人の社員は、静岡県内に私立幼稚園（子ども・子育て支援法第１９条第１項第１号に規定されている園児（以下、「１号児」という。）の定員が認められている認定こども園を含む。）を設置する法人で、当法人の目的に賛同して、入会したものとする。
	＜退職財団＞定款第３条 この法人は、静岡県内に私立幼稚園（認定こども園を含む。以下「私立幼稚園」という。）を設置している法人又は個人（以下「学校法人等」という。）に対し当該私立幼稚園に勤務する教職員の退職手当資金を交付し～～ ＜Ⅱ＞定款第４条第１号 学校法人等の設置する静岡県内の私立幼稚園に勤務する教職員で、～～事業団の加入者であるもの（以下「加入者」という。）が退職した場合に、～～ ＜Ⅱ＞定款第４６条 理事会が認定した私学関係団体については、これを学校法人等とみなし、当該私学関係団体に勤務する職員については、これを教職員とみなして、この定款を適用する。この場合において、当該職員（静岡県内に私立幼稚園を設置している学校法人が設置した保育所の職員を除く。）は、事業団の加入者であることを要しない。 ＜Ⅱ＞運営規則第３４条 定款第４６条の理事会が認定する私学関係団体に、静岡県内に私立幼稚園を設置している学校法人が設置した保育所及び認定こども園を加える。

② 加盟園の範囲(資格)

ア 現 状

実質的な団体の構成員である加盟園は、会費（園割、園児割）や負担金（退職資金給付事業負担金（教職員ごと））の納入義務と、役員資格（理事長・園長）や事業（研修、健全経営等）への参加等の権利が発生することから、その資格の検討は重要な項目である。

振興協会では、定款の規定（私立幼稚園（1号児定員のある認定こども園を含む。）を設置する法人）との整合性から、「入会及び退会規程」により、「社員が設置する私立幼稚園（1号児定員のある認定こども園を含む。）」と規定し、**社員が設置する保育所は対象外**としている。

一方、退職財団では、私立学校教職員共済事業を運営する事業団の規定に合わせ、定款、運営規則により、原則として**学校法人が設置する私立幼稚園、認定こども園、保育所**、さらに私学関係団体（振興協会、退職財団）を**対象**としている。

イ 加盟園資格の検討

加盟園の資格（事業参加・役員の資格を有する園等）として、両団体の取扱いが異なるのは、「1号児定員のない認定こども園」「保育所」「私学関係団体（振興協会、退職財団）」である。「私学関係団体」は、その性質上、退職資金給付事業のみ参加する団体（法人）として位置付けられる。

また、認定こども園における1号児定員の条件は、社員資格でも述べたとおり不要とすれば、該当する園は両団体の事業に参加可能となる。

（ア）社員が設置する保育所

社員が設置する保育所は、現時点（R6.4）では退職財団の事業参加園として存在していない（参加可能な学校法人立の保育所は2園のみで、いずれも退職財団に未加入。）が、将来的には入会希望園の発生も想定される。その場合、退職手当資金給付事業のみ参加可能とする案と振興協会の事業にも参加可能とする案が考えられる。

今後の加盟園（社員）の増加があまり期待できないことや、同一社員が幼稚園（認定こども園）、保育園を設置する場合の教職員の人事異動への柔軟な対応の必要性等から、**社員が設置する保育所については、退職手当資金給付事業だけでなく振興協会の事業にも参加可能とする案とし、参加の有無は社員の選択に委ねる方向で検討する。**

保育所の加入に対応した研修事業内容の変更（保育所における処遇改善等加算Ⅱの研修要件は「保育士等キャリアアップ研修」の受講履歴が必要なため、同研修の実施主体認定（保育所向け研修実績が必要）を県から取得し、研修を実施する必要がある）などは、当面对応が困難な状況であることを含めて社員の選択に委ねる。

(イ) 事業等参加形態と加盟園の範囲

現在、規定上は両団体の社員資格や事業参加資格を有しているものの、法人（園）の事情等から一方の団体のみに加入している園等も存在する。

- ・ 振興協会のみ参加 社会福祉施設職員等退職手当共済に加入する園など
- ・ 退職財団のみ参加 振興協会を任意退会した園、私学関係団体など

そうした状況を踏まえると、園の参加形態は以下の三つが想定される。

形態Ⅰ：振興協会事業と退職財団事業に参加し、役員資格を有する園

形態Ⅱ：振興協会事業のみ参加し、役員資格を有する園

形態Ⅲ：退職財団事業のみ参加し、役員資格を有しない園（※）

※振興協会事業に参加していないため、役員資格の付与は困難。

この場合、加盟園とする園の範囲は以下の二つが考えられる。

案１：役員資格を有する形態Ⅰ及び形態Ⅱを加盟園とし、形態Ⅲは加盟園とせず、退職手当資金給付事業のみ参加する園とする。

案２：形態Ⅰ～Ⅲのすべてを加盟園とする。

	振興協会事業 (会費納入)	退職財団事業 (負担金納入)	役員資格	加盟園の範囲	
				案 1	案 2
形態Ⅰ	○	○	○	○	○
形態Ⅱ	○	×	○	○	○
形態Ⅲ	×	○	×	△	○

通常、団体の事業のいずれかに参加できる園は加盟園とする取扱いが一般的ではあるが、振興協会の加盟園は運営規則により、地区の協会への加入義務があることから、形態Ⅲ（退職財団事業のみ参加）の園を加盟園として地区の協会への加入を義務付けることは現実的に難しい面がある。このため、案１（形態Ⅰ及びⅡが加盟園）の方向で検討する。

(ウ) 加盟園の範囲

上記（ア）保育所及び（イ）参加形態から、加盟園の範囲は下記の案１となる。

		加盟園の範囲	
		形態Ⅰ及びⅡ	形態Ⅰ～Ⅲ
社員が設置する保育所の事業参加	すべての事業に参加可能	案 1	(案 3)
	退職事業のみ参加可能	案 2	(案 4)

検 討 案	現 行																											
※加盟園資格は運営規則等で規定 <案1>保育所はすべての事業に参加可能 加盟園は参加形態Ⅰ及びⅡ ○加盟園に関する規定を設置 協会事業に参加できる園は、社員が設置する私立幼稚園、認定こども園及び保育所とし、参加（入会）申込のあった園を加盟園とする。 ただし、退職手当資金給付事業のみ参加する園を除く。 ○退職手当資金給付事業に関する規定を設置 同事業に参加できる法人（園等）は以下のとおりとする。 ・社員（加盟園となっていない園を含む。） ・既に同事業に参加している法人（園） ・私学関係団体 <table><tr><td></td><td>幼稚園</td><td>こども園</td><td>保育所</td><td>私学団体</td></tr><tr><td>学法*1</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>その他</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>△</td></tr></table> *1 学法には、学法以外の現社員の法人を含む。 ○ 加盟園（形態Ⅰ） 退職事業参加 ・会費、負担金の納入 ・役員資格あり、地区の協会へ加入 ○ 加盟園（形態Ⅱ） 退職事業不参加 ・会費の納入 ・役員資格あり、地区の協会へ加入 △ 退職事業のみ参加（形態Ⅲ） ・負担金の納入 ・役員資格なし、地区の協会へ非加入		幼稚園	こども園	保育所	私学団体	学法*1	○	○	○	—	その他	×	×	×	△	<振興協会>入会及び退会規程 社員が設置する私立幼稚園（1号児定員が認められた認定こども園を含む。） <table><tr><td></td><td>幼稚園</td><td>こども園</td><td>保育所</td></tr><tr><td>学校法人</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>学法以外</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr></table> ※会費 園割 55,200 円/年 園児割 840 円/年 ※権利 役員資格（理事長又は園長） 研修等の事業参加		幼稚園	こども園	保育所	学校法人	○	○	×	学法以外	○	○	×
	幼稚園	こども園	保育所	私学団体																								
学法*1	○	○	○	—																								
その他	×	×	×	△																								
	幼稚園	こども園	保育所																									
学校法人	○	○	×																									
学法以外	○	○	×																									
<案2>保育所は退職事業のみ参加 加盟園は参加形態Ⅰ及びⅡ ○加盟園規定 協会事業に参加できる園は、社員が設置する私立幼稚園及び認定こども園とし、参加（入会）申込のあった園を加盟園とする。 ただし、退職手当資金給付事業のみ参加する園を除く。	<退職財団>定款、運営規則 学校法人等が設置する私立幼稚園、認定こども園、保育所、私学関係団体 * 事業団加入 <table><tr><td></td><td>幼稚園</td><td>こども園</td><td>保育所</td><td>私学団体</td></tr><tr><td>学法*1</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>学法以外</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○*2</td></tr></table> *1 幼稚園又は幼稚園から移行した認定こども園の設置者を含む。 *2 理事会で認定した私学関係団体 ※負担金 加入者各々算定した額/月 ※権 利 教職員の加入者資格		幼稚園	こども園	保育所	私学団体	学法*1	○	○	○	—	学法以外	×	×	×	○*2												
	幼稚園	こども園	保育所	私学団体																								
学法*1	○	○	○	—																								
学法以外	×	×	×	○*2																								

検 討 案	現 行															
○退職手当資金給付事業規定 同事業に参加できる法人（園等）は以下のとおりとする。 ・社員（加盟園となっていない園を含む。） ・既に同事業に参加している法人（園） ・私学関係団体 <table><tr><td></td><td>幼稚園</td><td>こども園</td><td>保育所</td><td>私学団体</td></tr><tr><td>学法*1</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>—</td></tr><tr><td>その他</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>△</td></tr></table> *1 学法には、学法以外の現社員の法人を含む。 ○ 加盟園（形態Ⅰ） 退職事業参加 ・会費、負担金の納入 ・役員資格あり、地区の協会へ加入 ○ 加盟園（形態Ⅱ） 退職事業不参加 ・会費の納入 ・役員資格あり、地区の協会へ加入 △ 退職事業のみ参加（形態Ⅲ） ・負担金の納入 ・役員資格なし、地区の協会へ非加入		幼稚園	こども園	保育所	私学団体	学法*1	○	○	△	—	その他	×	×	×	△	
	幼稚園	こども園	保育所	私学団体												
学法*1	○	○	△	—												
その他	×	×	×	△												

〈参考〉 幼児教育・保育施設の類型と社員・加盟園資格の検討

1 施設別設置主体要件

	幼稚園	認定こども園			保育所
		幼稚園型	幼保連携型	保育所型	
法的性質	学校	学校 (幼稚園+ 保育所機能)	学校かつ 児童福祉施設	児童福祉施設 (保育所+ 幼稚園機能)	児童福祉施設
設置主体 (私立)	学校法人 その他※1	学校法人 その他※1	学校法人 社会福祉法人 その他※2	制限なし	制限なし
	※1:学校教育法附則(6条)により、当分の間学校法人以外も設置できる。社福、宗教法人など ※2:認定こども園法附則により、当分の間幼稚園設置者が認定こども園に移行する場合その他法人等も設置可。				

2 振興協会

現定款 (社員資格)	○	○	○	○	×
設置主体	学校法人 その他※1	学校法人 その他※1	学校法人 その他※1※2	制限なし	

定款5条 当法人の社員は、静岡県内に**私立幼稚園**(1号児定員の認められている認定こども園を含む。)を設置する法人で、当法人の目的に賛同して、入会したものとする。

3 退職財団

						私学関係 団体
勤務施設	○	○	○	○	○	○
設置主体	学校法人等	学校法人等	学校法人等	学校法人等	学校法人等	学校法人等

定款3条 この法人は、静岡県内に**私立幼稚園**(認定こども園を含む。)を設置している法人又は個人(以下「学校法人等」)に対し当該私立幼稚園に勤務する教職員の退職手当資金を交付し、～

定款4条(1) 学校法人等の設置する静岡県内の**私立幼稚園**(認定こども園を含む。)に勤務する教職員で、事業団の加入者であるものが退職した場合に、当該学校法人等が支給すべき退職手当～

定款46条 理事会が認定した私学関係団体については、これを学校法人等とみなし、当該私学関係団体に勤務する職員については、これを教職員とみなして、この定款を適用する。
この場合においては、当該職員(静岡県内に**私立幼稚園**を設置している学校法人が設置した保育所の職員を除く。)は、**事業団の加入者であることを要しない。**

運営規則34条 定款第46条の理事会が認定する私学関係団体に、静岡県内に**私立幼稚園**を設置している学校法人が設置した保育所及び認定こども園を加える。

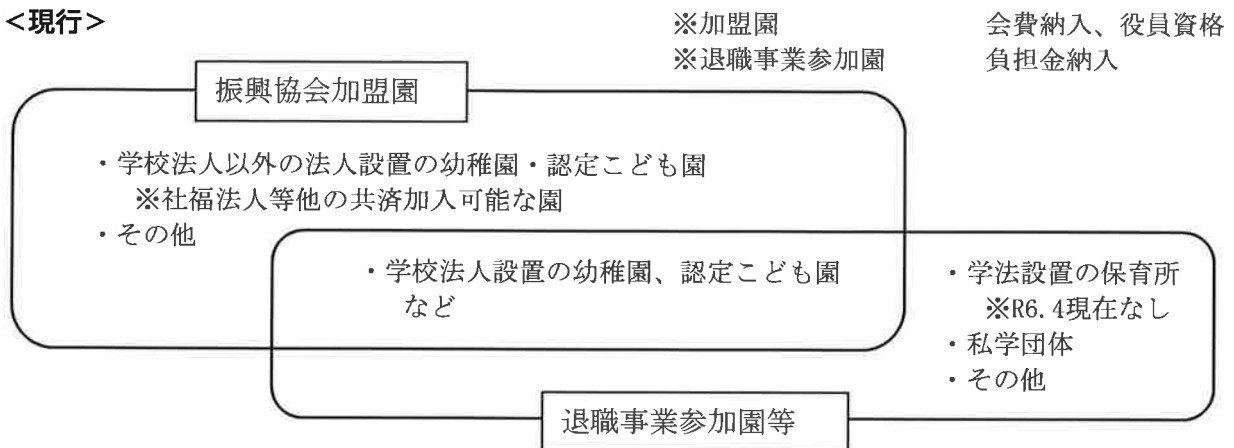
4 事業団 加入資格(私立学校教職員共済法)

勤務施設	○	○	○	○	○
設置主体	学校法人 その他※3	学校法人 その他※3	学校法人 その他※3	学校法人 その他※3	学校法人 その他※3
※3:学校法人以外で、幼稚園を設置しているもの 学校法人以外で、幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置しているもの					

※ 共済法では、設置主体(使用者)を規定するのみで、施設(勤務先)は特定していない。

<参考> 加盟園と退職事業参加園との関係

<現行>



<検討例1>

加盟園と退職事業参加園の対象を各々独立させた場合
※現行と同じ

(例) (公社) 私学協会

○各園の位置付け

※名簿等にはすべての園を掲載

加盟園Ⅰ	振興協会事業、退職事業の両方に参加	会費・負担金	役員資格あり
加盟園Ⅱ	振興協会事業のみ参加	会費	役員資格あり
退職事業参加園	加盟園Ⅰの園 退職事業のみ参加	会費・負担金 負担金	役員資格あり 役員資格なし

○規定（運営規則等）

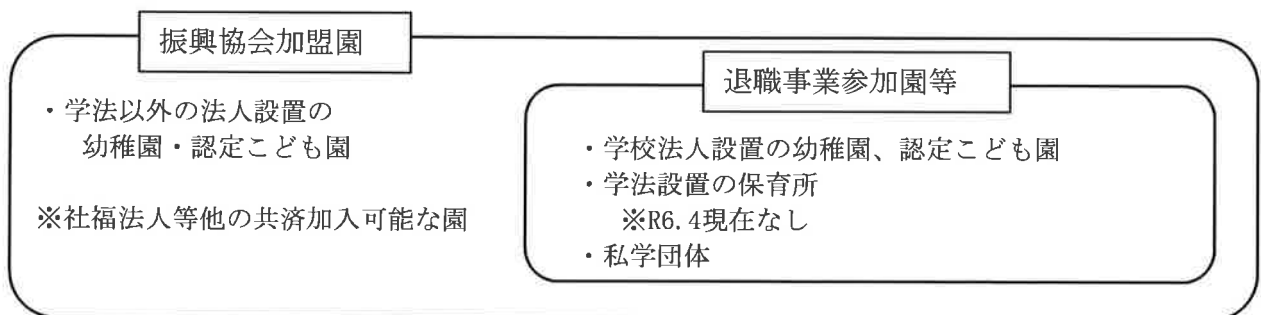
退職事業参加可能な園等を追加規定

○要検討

社員設置の保育園は、退職事業のみ参加可能とするか、
振興協会事業にも参加可能とするか。

<検討例2>

加盟園に退職事業参加園を包含した場合



○各園の位置付け

加盟園Ⅰ	振興協会事業、退職事業の両方に参加	会費・負担金	役員資格あり
加盟園Ⅱ	振興協会事業のみ参加	会費	役員資格あり
加盟園Ⅲ	退職事業のみ参加	負担金	役員資格なし

○規定

役員資格、振興協会事業
退職事業参加な園

加盟園Ⅲを除くと規定
加盟園、私学団体

○要検討

社員設置の保育所の扱い

(令和6年4月1日現在)

振興協会に加入し、退職基金財団に加入していない		所在地	法人	備考
1	認定こども園 あゆのさと	伊豆市	社福	設立時から社会福祉施設職員等退職手当共済に加入
2	認定こども園 芝川リズム	富士宮市	社福	設立時から社会福祉施設職員等退職手当共済に加入
3	認定こども園 東海大学付属静岡翔洋幼稚園	静岡市清水区	学法	H15.3.31財団脱退 私立大学退職共済制度加入に伴い、継続加入となっていた職員が退職
4	よつば	三島市	学法	H27.3.31財団脱退 休園のため
5	蒲原梅花幼稚園	静岡市清水区	学法	H27.3.31財団脱退 休園のため
6	掛川こども園	掛川市	社福	H28.3.31財団脱退 認定こども園移行に伴い、社会福祉施設職員等退職手当共済に加入
7	かきつぱたこども園	沼津市	社福	H30.3.31財団脱退 認定こども園移行に伴い、社会福祉施設職員等退職手当共済に加入
8	浜松中央こども園	浜松市中央区	学法	R3.3.31財団脱退 認定こども園移行に伴い、(一社)ぜいたいきょうに加入
9	遊歩の丘みなみプレスクール	浜松市中央区	学法	他の退職手当共済に加入

退職基金財団に加入し、振興協会に加入していない		所在地	法人	備考
1	認定こども園 片浜桜	沼津市	社福	H28.4.1認定こども園移行に伴い、旧幼稚園職員のみ継続加入
2	きなりこどもえん	浜松市中央区	学法	1号児の定員が認められていない
3	あおぞらモダンガーデン	静岡市葵区	学法	1号児の定員が認められていない
4	こども園ことり	浜松市浜北区	学法	1号児の定員が認められていない
5	清水やぐらこども園	静岡市清水区	学法	R2.3.31 振興協会を任意退会
6	認定こども園 さくら台幼稚園	富士市	学法	R6.3.31 振興協会を任意退会
7	(公社)静岡県私立幼稚園振興協会	静岡市葵区	公社	私学関係団体
8	(公財)静岡県私立幼稚園退職基金財団	静岡市葵区	公財	私学関係団体

振興協会と退職財団の両方に加入している社会福祉法人		地区	法人	備考
1	認定こども園 こども広場あんり	掛川市	社福	H28.4.1認定こども園に移行したが、振興協会、退職基金財団共に継続加入
2	智光こども園	掛川市	社福	R3.4.1認定こども園に移行したが、振興協会、退職基金財団共に継続加入

退職基金財団 224園
振興協会 225園

(4)組織

振興協会の組織をベースとして、退職財団の組織機能を吸収した形とする。

① 社員総会

社員全員で構成する。財団法人固有の組織である評議員会の機能は、振興協会の社員総会が担うこととする。

② 理事・理事会

理事・理事会の機能は、財団、社団ともに同様であることから、振興協会の理事・理事会でその機能を担うこととする。

なお、③で新たに設置する「退職手当資金委員会」の委員長を理事として追加する。

※理事数 15 人→16 人

③ 常置委員会（4→5）

退職財団の資金運用委員会及び運営委員会（退職手当資金給付事業に関する組織）の機能は、振興協会の各事業運営を担う常置委員会の中に、新たに「退職手当資金委員会（仮称）」を設置して、その機能を担うこととする。なお、同委員会の構成は常置委員会の基本構成である各地区 1 人、計 6 人とする。委員長は理事が就任し、副委員長は 1 人とする。

④ 三役会（5 人）

振興協会と同様、正副理事長で構成する。ただし、副理事長の担当業務に「退職資金給付事業」を加える。

⑤ 運営委員会（9 人→10 人）

三役及び常置委員長（5 人、退職手当資金委員長を追加）で構成する。

⑥ 三役・地区長会（11 人）

振興協会と同様とし、三役（5 人）及び各地区長（6 人）で構成する。

⑦ 監査（2 人）

振興協会と同様とし、2 人とする。

⑧ 会計監査人（1 人）

認定法の規定（貸借対照表の負債合計が 50 億円以上の場合、会計監査人を置く必要がある。）により、退職財団が設置している会計監査人は振興協会に新たに設置する（退職財団 R5 決算：負債合計 94.5 億円）。

⑨ 事務局

退職財団の事務局職員 2 人（事務局長 1 人、事務員 1 人）は、振興協会の職員として引き継ぐ（勤続年数は通算する。）こととする。

これにより、事務局体制は、現振興協会の 6 人と合わせ 8 人（事務局長、事務局次長、事務局参事、事務員 5 人（うち 1 人非常勤）となり、公益法人改革（H24）に伴う事務局の分離独立以前の体制に戻るようになる。

なお、事務局の人員削減については、業務の円滑な遂行を確保しつつ、任用期間（退職時期）等を踏まえながら、3 年以内を目途に進めていくこととする。

<事務局体制の推移>

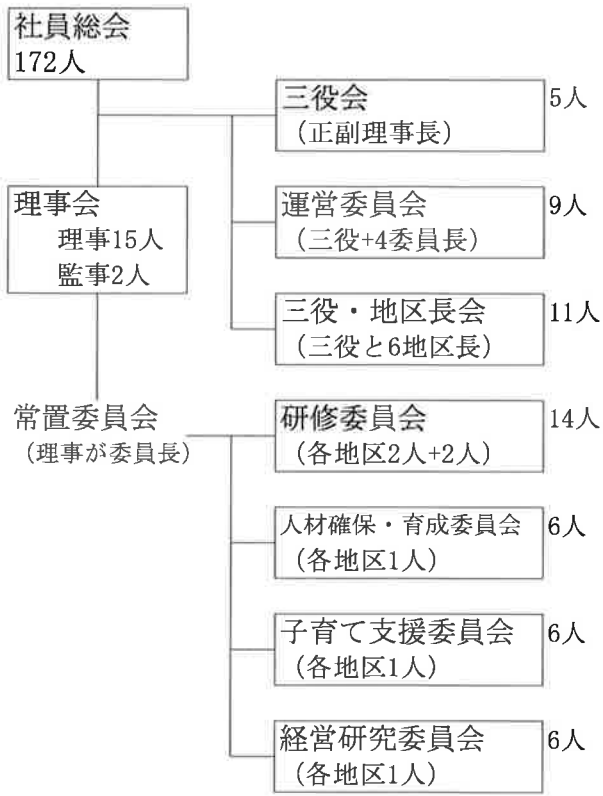
	振興協会	退職財団	計	備考
H20	局長、次長、参事、事務員 3, 派遣 2	—	8 人	事務局合同
H21	局長、次長、参事、事務員 4, 臨時 1	—	8 人	〃
H22	〃	—	8 人	〃
H23	〃	—	8 人	〃
H24	局長、参事、事務員 3、臨時 1	局長、事務員 1	8 人	事務局独立
H25	局長、参事、事務員 3、非常勤 1	〃	8 人	〃
H26	〃	〃	8 人	〃
H27	〃	〃	8 人	〃
H28	局長、参事、事務員 4	〃	8 人	〃
H29	〃	局長、派遣、(育休)	8 人	〃
H30～R1	局長、参事、事務員 3, 非常勤 1	〃	8 人	〃
R2～	〃	局長、事務員 1	8 人	〃

統合にかかる基本的事項の検討(組織)

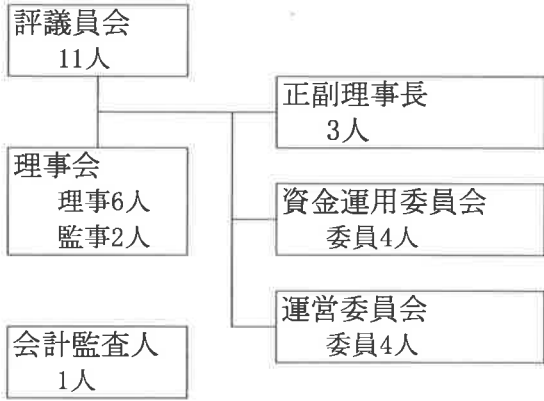
組織案



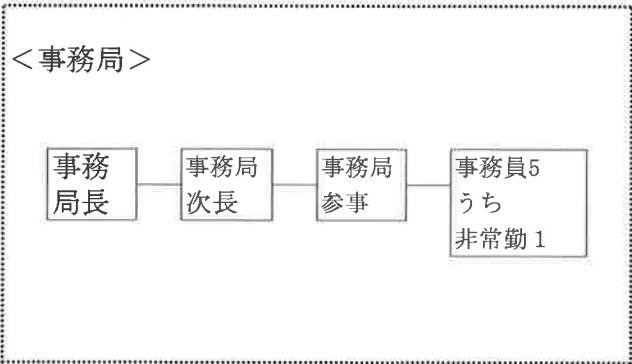
＜振興協會＞



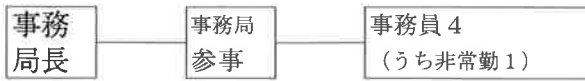
<退職財団>



＜事務局＞



＜振興協會＞



<退職財団>



(5)財務

① 財産の承継

退職財団の財産（資産、負債、R8.3.31時点）は、すべて振興協会が承継する。

② 会計区分など

退職手当資金給付事業に関する会計は、振興協会の会計規程において公益目的事業3の会計に位置付け、同事業に関わる収入及び支出等は、すべて同事業に充てるものとし、会計規定においてその旨規定する。

また同事業に関わる財産（資産、負債）は、同事業用として管理する。

※統合後の会計区分

- 1 公益目的事業1（私立幼稚園・認定こども園の充実及び振興を図る事業）会計
- 2 公益目的事業2（地域の子育てを支援する事業）会計
- 3 公益目的事業3(退職手当の資金を給付する事業)会計
- 4 その他事業会計
- 5 法人会計

③ 各システムなど

会計システム、給与システム、HPは振興協会に統合する。

退職金管理システムは一部修正（団体名等）の上、継続して使用することとし、振興協会HPから入力できるよう修正する。

(6)その他

団体運営上必要となる各種規程（旅費規程、表彰規程など）は振興協会の規程を基本としつつ、必要に応じて退職財団の規程等を反映する。